

海田町訓令第2号

本 庁
出 先 機 関

職員被服貸与着用規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年12月16日

海田町長 竹野内 啓佑

職員被服貸与着用規程の一部を改正する訓令

職員被服貸与着用規程（昭和46年海田町訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第4条を削り、第5条を第4条とし、第6条から第11条までを1条ずつ繰り上げる。

別表全職員の項を削る。

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。